

# 都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

## 1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

### (1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

真の分権型社会の実現に向け、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### (2) 消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

### (3) 地方法人課税の在り方の見直し

消費税率（国・地方）の引上げによる地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じるとされているが、その具体的な制度設計等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえて行うべきである。その際、企業誘致や地域の産業経済の活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が報われる税制を堅持すること。

#### (4) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

#### (5) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

### 2. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

### 3. 固定資産税の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 商業地等の負担調整措置については、据置措置など、負担の公平性を図る観点から見直すこと。

(3) 家屋の評価方法は、その複雑さから、納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になってきていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

(4) 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(5) 無料低額診療事業等に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから「無料又は低額診療患者の割合」（「無料又は低額利用に係る入所者の割合」）の算定の対象から

除外すること。

- (6) 地方税法第 408 条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地、家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

#### 4. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### 5. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

#### 6. 都市税財源の充実強化

##### (1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

##### (2) 法人住民税

- ① 法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税の都市自治体への配分を充実すること。

また、法人実効税率の引下げ等を行う場合は、個別団体において行政サービスの低下を招かないよう確実に財源措置すること。

- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがされていない現状を踏まえ、また、制限税率の適用状況をかんがみ、税率を見直

すこと。

- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

### (3) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を引き上げること。

特に原動機付自転車については、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

### (4) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって貴重な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

### (5) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、昭和 61 年以降据え置かれている資産割の税率を見直すなど、その充実を図ること。

### (6) 交付金・地方譲与税

- ① 基地交付金・調整交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税の代替的性格を有していることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。
- ② 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、対象資産の拡充等を図ること。
- ③ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- ④ 航空機燃料譲与税については、空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する貴重な財源となっており、平成 26 年 3 月末までの暫定措置の期限後の対応に当たっては、市町村に減収が生じることのないよう、所要額を確保すること。

### (7) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

#### (8) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

① 政令指定都市については、事務配分の特例により、道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の措置を講じること。

② 県費負担教職員に係る包括的な権限を政令指定都市に移譲する際には、教育委員会の事務費や加配職員人件費等、移譲に係る経費の全額を適切に算定し、道府県から政令指定都市への税源移譲により必要額を措置すること。

#### (9) 課税・徴収体制等の改善

① 還付加算金の見直し

法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、廃止すること。

② 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

③ 個人道府県民税の徴収取扱費の算定の見直し

個人道府県民税の徴収取扱費の算定については、各都市自治体が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。

#### (10) 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

## 7. 社会保障・税番号制度導入等への対応

社会保障・税番号制度はすべての国民が対象となるものであることから、導入に当たって混乱が生じることのないよう、国は責任を持って十分な周知を行うこと。

また、制度の導入・運用等に関し、都市自治体に対し新たに生じる費用については、国において万全の財政措置を講じるとともに、都市自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

## 8. 電磁的方法による確実なデータ提供等

(1) 市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得の確定申告情報の提供については、年度末までに行うこと。

(2) 国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。